二二〇二・一〇のうち	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	一三・四％	E10	
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
二二〇二・九一のうち	ノンアルコールビール	一三・四％	E10	
	砂糖を加えたもの			
二二〇二・九九のうち	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一三・四％	E10	
二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			
二二〇七・一〇のうち	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）			
	アルコール分が九〇％以上のもの			
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの			
	酢酸エチルの製造の用に供するもの			
	エチルアミンの製造の用に供するもの			
第二九類	有機化学品			
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	その他の多価アルコール			
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）			

（第三編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

付録A　附属書一第二編第一節7の規定に関連する証明書

1　附属書一第二編第一節7の規定の適用上、関税率表番号第一六〇四・一四号に分類される原産品であって、同編第三節に規定する日本国の表の5欄に「7」を掲げたものについては、同附属書の規定に基づく関税上の特恵待遇のために品目証明書（輸出締約国によって発給された品目証明書であって、当該原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料によって製造されたことを証明するもの）を添付する。

2　輸出締約国の発給当局によって発給された漁獲証明書は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合には、1に規定する品目証明書として用いられる。

(a)　産品を特定する詳細の欄に次の情報が含まれること。

(i)　1に規定する原産品が分類される品名であって、附属書一第二編第三節に規定する日本国の表の2欄に定めるもの

(ii)　仕入書の番号及び日付

(b)　1に規定する原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことを証明すること。

3　1に規定する品目証明書については、第二十七条に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に定める細目を適用するものとする。

4　(a)　輸入締約国の権限のある当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、1に規定する品目証明書が真正なものであるか又は当該品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請があった場合には、当該要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。

(b)　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、附属書一及びこの付録の規定に基づく関税上の特恵待遇を与えないことができる。

(i)　輸出締約国の権限のある当局が、(a)の規定に基づく輸入締約国の権限のある当局からの要請を受領した日の後九十日以内に回答しない場合

(ii)　輸出締約国の権限のある当局により(a)の規定に従って提供された情報が、証明書が1に規定する品目証明書であることを判断するのに十分でない場合

5　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、議定書の効力発生から五年を経過した後、この付録の規定について見直しを行う。

附属書C　協定附属書八（第六章関係）（第八十一条に関する特定の約束に係る表）の改正

第一編　日本国の特定の約束に係る表

第C一条

協定附属書八第一編に規定する日本国の特定の約束に係る表を次のように改める。

1　同編注釈中4の次に次の5を加える。

5　各分野に共通の約束に規定する条件及び制限は、分野ごとに行う特定の約束における全ての分野について適用する。各分野に共通の約束に規定する条件及び制限と分野ごとに行う特定の約束に規定する条件及び制限とが抵触する場合には、その抵触の限度において、各分野に共通の約束に規定する条件及び制限が優先する。

2　同編の分野ごとに行う特定の約束の表の表題を「Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束」に改め、同表の前に次の一表を加える。

Ⅰ　各分野に共通の約束

分野	追加的な約束	内国民待遇に係る制限	市場アクセスに係る制限
SS/S			
この約束表に掲げる全ての分野		(1)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (2)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (3)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (4)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(1)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (2)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (3)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (4)　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。

3　同編の分野ごとに行う特定の約束の表中「7　金融サービス」の「B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）」の項を次のように改める。

B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）			
	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (4)　企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。	第七十七条(u)(i)及び(ii)に規定する市場アクセスの提供に関し、同条の約束に係る特定の制限のうち、この附属書一第二編第三節に掲げる日本国の表の3欄に記載するそれぞれの規定に基づく了解及びお4の規定に基づく義務に関しては、次の条件及び制限に従う。 (1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。

（第二編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）